

令和元年10月9日

各地方農政局長 様
北海道農政事務所長 様

大臣官房文書課災害総合対策室
大臣官房地方課

台風第19号に対する対応について

台風19号による農林水産業への被害が懸念されることから、被災が発生した場合、県、市町村が十分機能しない場合であっても初動時に速やかに被害状況の把握等ができるよう、震災マニュアルに加え、以下の対応を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

被災現場の訪問にあたっては、二次被害の発生に十分注意して下さい。

1. 被災各県等への速やかなリエゾンの派遣とそのための準備

- 発災前から、発災した場合に速やかに農政局等からリエゾン派遣する旨を各県に事前に伝えておいて下さい。（10日中に伝えて下さい）
また、発災が生じた場合は速やかにリエゾン派遣するなどにより情報収集に努めてください。
さらに、支局は、発災直後被害が大きい市町村がある場合には、速やかに市町村にリエゾン派遣して情報収集に努めて下さい。

2. 発災初動時の速やかな被害状況把握の指示

- 発災が生じた場合は、農政局長等が、自ら、農政局本局内だけでなく、支局長に対しても、発災初動時の被害状況の把握等の指示を行うなど、関係部署への目配せを行ってください。

3. 発災初動時の現場での被害状況把握

- 支局は、発災後速やかに、県・市町村、JA等の関係団体と連絡を取りつつ、被災箇所を回って被害状況を把握し、農政局企画調整室に速やかに報告してください。また、併せて災害対策室にも同報ください。
- 農政局でも、本局内の各部局が速やかに関連団体等から情報収集し、自ら被害状況を把握するとともに、支局からの報告と併せて、災害対策室に報告して下さい。

4. 農政局長等の幹部による被害状況の把握

- 発災が生じた場合には、現場段階で、迅速な判断ができるよう、農政局長等の幹部も、速やかに被災現場に入って状況把握に努めてください。

以上